

総務常任委員会会議録

令和2年5月21日

宮古市議会

宮古市議会定例会令和2年5月臨時会議 総務常任委員会会議録目次

(5月21日)

| | |
|-----------|----|
| 議事日程 | 1 |
| 出席議員 | 2 |
| 欠席議員 | 2 |
| 説明のための出席者 | 2 |
| 議会事務局出席者 | 2 |
| 開 会 | 3 |
| 付託事件審査(1) | 3 |
| 付託事件審査(2) | 10 |
| 審査終了 | 13 |

宮古市議会総務常任委員会会議録

日 時 令和2年5月21日（木曜日） 午前9時58分
場 所 宮古市議会議場

○

事 件

[付託事件審査]

- (1) 議案第4号 宮古市市税条例等の一部を改正する条例
- (2) 議案第5号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民健康保険税の減免に関する条例

出席委員（7名）

| | |
|---------------|---------------|
| 松 本 尚 美 委 員 長 | 木 村 誠 副 委 員 長 |
| 西 村 昭 二 委 員 | 鳥 居 晋 委 員 |
| 竹 花 邦 彦 委 員 | 田 中 尚 委 員 |
| 工 藤 小 百 合 委 員 | |

欠席議員（なし）

説明のための出席者

[付託事件審査]

(1)

| | |
|---------------------|---------------------|
| 総 務 部 長 中 嶋 巧 君 | 税 務 課 長 三 田 地 環 君 |
| 副 主 幹 兼 和 美 邦 彦 君 | 副 主 幹 兼 佐 々 木 則 夫 君 |
| 管 理 係 長 | 市 民 税 係 長 |
| 副 主 幹 兼 佐 々 木 貴 浩 君 | 収 納 係 長 山 崎 進 君 |
| 固 定 資 産 税 係 長 | |

(2)

| | |
|-------------------------|-----------------------|
| 総 務 部 長 中 嶋 巧 君 | 税 務 課 長 三 田 地 環 君 |
| 副 主 幹 兼 佐 々 木 則 夫 君 | |
| 市 民 税 係 長 | |
| 市 民 生 活 部 長 松 舘 恵 美 子 君 | 総 合 窓 口 課 長 西 村 泰 弘 君 |
| 国 民 健 康 保 險 係 長 大 越 公 君 | |

議会事務局出席者

| | |
|-----------------|-------------|
| 事 務 局 長 下 島 野 悟 | 次 長 松 橋 かおる |
| 主 任 佐 々 木 健 太 | |

開 会

午前9時58分 開会

○委員長（松本尚美君） おはようございます。定刻より若干早いですが、おそろいようですので始めます。

ただいままでの出席は7名であります。定足数に達しておりますので、これから総務常任委員会を開会します。

本日の案件は付託事件審査2件となります。議事進行にご協力をお願い申し上げます。

○

付託事件審査（1） 議案第4号 宮古市市税条例の一部を改正する条例

○委員長（松本尚美君） それでは本委員会に付託されました事件の審査を行います。

なお、議案の提案理由につきましては、本会議で説明済みでありますので、省略いたします。

議案第4号 宮古市市税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

審議に入る前に中嶋総務部長より、本議案に関する補足資料の配付と説明の申し出がありましたので、これを許可します。

[資料配付]

中嶋総務部長。

○総務部長（中嶋 巧君） 今回の地方税の一部改正に伴う宮古市市税条例等の一部を改正する条例でございますが、これは毎回、条例では少しわかりづらい部分がありますので、資料を配付いたしました。税務課長より簡単にご説明いたします。よろしく申し上げます。

○委員長（松本尚美君） 三田地税務課長。ゆっくり。

○税務課長（三田地 環君） ゆっくりご説明させていただきます。それでは、お配りいたしました補足資料でご説明させていただきます。

1ページでございます。表の1の項。交付の日から施行でございます。附則の第10号でございます。附則の第10条は固定資産税の課税標準の特例に関する読替規定につきまして、地方税法の改正に伴い、法第61条中小企業者等の家屋及び償却資産に対する課税標準額の特定、及び法第62条先端設備等に該当する家屋及び構築物に対する課税標準の特例を新たに加えるものでございます。附則第10条の2第18項につきましては、中小事業者等が令和3年3月31日までの間に、生産性向上特別措置法に規定する認定先端設備導入計画に沿って取得をしました、先端設備等に該当する一定の家屋及び構築物について、3か年度の間は課税標準をゼロとするものでございます。

附則第15条の2でございます。一定の環境性能基準を有する自家用の3輪以上の軽自動車であって、常用のものに係る環境性能割の非課税措置の対象となる取得期限につきまして、現行の令和2年9月30日を令和3年3月31日までの6か月間延長するものでございます。附則第25条でございます。この度の地方税法の改正に伴いまして、新たな徴収猶予の制度が施行されてございます。これに伴う準用の規定でございます。

第1項におきましては、徴収の猶予の申請書の訂正に係る期間を経過した場合の猶予の取り下げについてのみなし規定、及び聴衆の猶予又は猶予の延長を認めない場合に係る準用について規定するものでございます。

第2項につきましては、徴収の猶予の取り消しに係る準用について規定するものでございます。

補則資料の2ページをお開き願います。改正条例の表の2の項。令和3年1月1日施行分でございますが、附則第10章、並びに附則第10条の2第18項につきましては、引用する法令の条ずれを解消するものでございま

す。附則第26条、所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症特例法に規定する指定行事の中止等により生じた入場料金等払戻請求権の放棄について、指定期間内に放棄した場合には、寄付金を支出したものとみなして寄附金税額控除を適用することを規定するものでございます。附則第27条所得割の納税義務者の住宅借入金等特別税額控除について、新型コロナウイルス感染症の影響によって、住宅の取得や増改築等を行った住宅への入居に遅れが生じた場合について、控除の適用期間を令和16年度まで1年間を延長することを規定するものでございます。補則の説明は以上でございます。

○委員長（松本尚美君） 説明が終わりました。質疑がある方は挙手願います。

竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） この条例改正につきましては、今、課長のほうからお話がありましたように、国において4月30日に新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴って、税制措置がされたというものでありますから、条例そのものについては、特に問題がないと思いますが、理解を深めるという意味で幾つかお聞きをしたいと思えます。特にもきょう渡されました資料、附則第10条固定資産税等の課税標準の特例についてでありますけども、内容的にこの資料ではちょっと明らかではありませんが、固定資産税等の軽減内容について、最初に確認させていただきたいと思えます。ちょっと私なりに調べてみましたが、今回の新型コロナウイルスの関係で固定資産税及び都市計画税等に一定の要件を満たした場合は軽減措置がされるという内容だと理解をしますが、その内容でありますけども、本年の2月から10月までの任意の連続する3カ月で売り上げが前年の同時期に比べて、一つは30%から50%未満の減収した事業者については、2分の1軽減を図る。50%以上についてゼロ、全額軽減する。こういう内容のもので、来年度の課税について適用する。とこういうふうに私なりに理解してきたつもりですが、そういう理解でいいでしょうか。

○委員長（松本尚美君） 三田地税務課長。

○税務課長（三田地環君） 法第61条の課税については、竹花委員のご指摘のとおりと考えてございます。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） 3カ月間、先ほど申し上げたように、少なくとも30%以上を減少しなければならないということになるわけですが、つまり、トータルで3カ月という3カ月連続をしてそういった売り上げ減少がなきゃならないと、こういう要件だというふうに理解をいたします。この30%の50%未満、50%以上と二つに分かれているわけですね。3カ月確かに減少したんだけど、変な意味、3カ月連続をする間に真ん中でも一月でもいいんですが、二月は50%以上だったけれども、1カ月間は30%だったとこういう場合の適用は2分の1になるんだろうというふうに思いますが、ここの理解をどういうふうに考えればいいでしょうか。言ってる意味わかりますか。

○委員長（松本尚美君） 三田地税務課長。

○税務課長（三田地環君） これにつきましては、国のほうからQ&Aとか来ている状況でございますが、Q&Aにおきましては、連続する3カ月ということでお示しをされているところでございます。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） 私が聞いているのは、つまり2分の1軽減になるのか、ゼロになるのかという意味合いで、3カ月間50%未満であれば2分の1軽減50%以上3カ月連続をすれば、ゼロになると。しかし、その3カ月の間に、50%を切るという状況が出た場合については2分の1の方が適用されるのではないかというふうに理解をするわけですが、そういう理解でいいのかどうなのか。

○委員長（松本尚美君） 三田地税務課長。

○税務課長（三田地環君） 竹花委員のご質問につきましては、手持ちの資料につきましては、あくまでも連続した3カ月の中で30%以上50%未満、あるいは50%以上という判断をするという部分で、私ども認識してございますので、今言ったように3カ月の途中で例えば、売上げの減少が高どまりになったという場合の取り扱い等につきましては、今後国の情報等も踏まえながら対応してまいりたいと思います。

○委員長（松本尚美君） 今の答弁でいいのかな。確認してない、後ですということですか。わからないということですか。

〔「竹花委員が質問します」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） 要は、適用になるんだけど軽減割合がね、どっちに当たるんだという認識であります。ですから、文字どおりで3カ月連続をして多分50%以上ですから、連続した期間中に50%切った場合は多分の2分の1適応になるんだろうというふうには私的には理解をするだけそこがどうなのかという部分を、そこは少し後で確認をしていただきたいというふうに思います。今お答えができないという状況であれば、ひとつよろしくをお願いします。

○委員長（松本尚美君） 中嶋総務部長。

○総務部長（中嶋 巧君） たぶんですね、竹花委員おっしゃってる部分は、令和2年2月から10月までの2の3カ月間の売上高が前年の同期間と比べてという文章になってございます。ということは当然、任意の3カ月間でございますが、例えば4、5、6と3カ月の売上高があります。前年の。その今年度の3カ月間4、5、6の売上高が最終的に50%以上減少しているものはゼロ。そこが30%以上50%未満の2分の1ではないかというふうに推定されます。

○委員長（松本尚美君） お答え変わってませんよね。中嶋総務部長。

○総務部長（中嶋 巧君） 結論から申しますと、竹花委員のおっしゃっているのは、例えば4月5月が%が…でしたよね。3カ月目がこうなったんですよ。1カ月1カ月で見るとはなくて、その3カ月間の売上高全部の中で、前年度もその3カ月分で比較すればいいですから、当然、3カ月分が例えば2カ月が50%、50%できていてからに、3カ月目が…となったとしてもトータルの売上高。3カ月間の売上高と比較すると思いますので、そこが50%以上減少しているのはゼロ。だから1カ月1カ月では見ないんじゃないかなという、この文書では。だから3カ月間の売上高、トータルで、っていう事。この文章ではですね。国から来た文章では、そうじゃないかと思いますが。

○委員長（松本尚美君） ちょっと待ってください。じゃないかなという推定ではなくて、これはしっかりとね、市民に対応する必要がありますから、正確に確認をして、正確に答弁できないんですか。三田地税務課長。

○税務課長（三田地環君） 国の示した基準からすれば、3カ月の事業収入の合計が、という表現をしてございますので、合計で比較した場合に、30%から50%、あるいは50%以上という判断をするものと思っております。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） そのことであれば、理解をいたしました。つまり3カ月間連続した合計額がどの程度、前年と比べて減少したのかということ判断をする。つまり月単位ではないのだという理解ですね。そういうことであれば、理解をいたしました。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君）　そこで二つ目であります、軽減対象になっているのは、償却資産と事業用家屋にかかる固定資産税、及び都市計画税だというふうに理解をいたしております。

そこで、事業用土地については、軽減対象になっていないというふうに。ここが、なぜ土地については軽減対象から外されているかということについては国のほうから何か来ているのか。あるいは市のほうでこの土地については、外されているということについてどう理解をしているかですね。ここがわかればちょっと教えていただきたいというふうに思います。

○委員長（松本尚美君）　三田地税務課長。

○税務課長（三田地環君）　竹花委員おっしゃるとおり、今回の軽減措置の対象はあくまでも家屋と償却資産で土地は入ってございません。土地も含めていることについて、今のところ国から示されたものはございませんので、市としましては、このとおり家屋と償却資産について軽減対象としてまいりたいと考えてございます。

○委員長（松本尚美君）　竹花委員。

○委員（竹花邦彦君）　これは国の税制改正に伴う措置ですから、国においては、今申し上げたように、事業用土地については、軽減対象になっていないと我々もそういう理解をしている。だからそこがなぜ措置が外されているかということについて、やっぱり正確か明確な説明なり、あるいは市としてこういう理由で土地が固定資産税の軽減措置から外されているということについて、もし、そういった理解も含めてあれば、教えていただきたい。ここはどう考えたらいいんですかっていうことであります。改めてもいいもう一度そこについて、もしあればお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○委員長（松本尚美君）　三田地税務課長。

○税務課長（三田地環君）　繰り返しの答弁で申しわけございませんが、国のほうから示されておりますのは、土地を対象とならないという部分でしか私もちょっと把握してございませんので、その理由につきましては別途確認をしてみたいと思います。

○委員長（松本尚美君）　竹花委員。

○委員（竹花邦彦君）　中小事業者の方々が、当然土地もという部分はね、ある意味では、この間のさまざまな、市での独自施策等についても、その土地がどうなるのだという議論があるわけですので。なぜここはね、土地が軽減対象から外しているのかなという部分を我々としてもね、土地も含まれると大変事業者の方々は、大きな支援になるのではないかという理解をしていますので、そういう意味でお聞きをいたしました。ぜひここはちょっとですね、なぜ土地が含まれていないのかということについては、ぜひここは後で調べていただいて、我々も理解ができるような形をお願いをしたいというふうに思います。

○委員長（松本尚美君）　いいですか、税務課長。確認して文書で出していただければと思います。よろしいですか。

竹花委員。

○委員（竹花邦彦君）　もう一つは課税標準に対する軽減措置、特例措置だというふうになってます。ご案内のとおり、普通では課税標準の1.4%が固定資産税。宮古市固定資産税の場合は、都市計画含めて1.5%の課税率になってるわけですね。つまり、国で言っている課税標準に対する軽減。しかし、宮古市の場合は都市計画税含め1.5%の固定資産税。つまりこの軽減については、確かに都市計画税も含んでの軽減ということになってますけれども、この理解で1.5%のうち1.4%分が軽減対象になっていくのか、それとも、1.5%に対する部分で、宮古市の場合ですよ。ここがさっき言った2分の1の軽減、あるいはゼロという、そういった対象

になっていくのか、ここはどうなんですか。

○委員長（松本尚美君） 三田地税務課長。

○税務課長（三田地環君） 竹花委員おっしゃるとおり宮古市は固定資産税率1.5%を適用してございます。

委員ご存じのとおり固定資産税の税額の算出につきましては、課税標準に対して、1.5%の税率を掛けて、固定資産税額を算出している。今回の税法の改正におきまして、そのもとの課税標準の方に対してこれを2分の1あるいはゼロとするということと認識をしておりますが、よろしいでしょうか。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） 課税標準額。課税率は関係ないのだと。つまり私が聞きたいので、宮古市の場合は1.5%の課税率で固定資産税を課税している。しかし国の状況見ると、課税標準という考え方のようですから。つまり、固定資産税をとってみれば1.4%の部分について、軽減措置をされるというふうに読めるわけですよ。だから宮古の場合、1.5%なんだけども。1.5%のうち1.4%の部分だけに軽減がかかるんですか。それとも、宮古の1.5%に軽減かかっていくという理解でいいんですか。私が聞きたいのはそこなんです。1.5%そのものにね。2分の1軽減あるいはゼロという部分がかかっていくということであれば、了解をしますが、そうじゃなくて1.4%分だけですよっていうことの理解なのか。ここはどうですかということです。

○委員長（松本尚美君） すいません2分の1軽減というのは、どこに出てましたか。

〔「それは冒頭に説明がありました」、「特例の中身がそういう中身だ」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 三田地税務課長。

○税務課長（三田地環君） 今回の改正は税率の改正ではなく、その大もとのと言いますか、税率を掛ける対象の課税標準の改正というふうに捉えてございますので、評価額がございまして、課税標準額を算出する際の課税標準額をゼロにするか2分の1にするかという改正だと捉えてございます。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） そうすると、税率は関係ないのだという理解でいいわけですか。

○委員長（松本尚美君） 三田地税務課長。

○税務課長（三田地環君） 今回の改正で1.5%の税率を変更するものではございません。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） 最後にいたします。もちろんこの軽減特例措置に伴って、市の固定資産税の税収が下がっていくということになるわけですが、当然これは国が100%、ここの財源補填をするというふうに理解をいたしますが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○委員長（松本尚美君） 三田地税務課長。

○税務課長（三田地環君） 減収分につきましては、全額国費交付金で補填するという示されてございます。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○委員（田中 尚君） 今までの議論ちょっと引き継ぐような形になりますけれども、今おっしゃったその減税分、税収の減額分の全額補填。国よりですね。この部分で、標準税率が1.4%ですよ。宮古市は1.5%でしょう。当然0.1ポイント宮古市の負担になるのか。それも含めて超過税率分もちゃんと国が全額補填しますよ。私はありありないと思ってんですけども、そこの確認を求めての質問かなと思って私は聞いていました。今のお答えを伺いますとですね、そこは全額補填しますっていうような明快な答弁なんですけど、本当にですか。

- 委員長（松本尚美君） 差額の0.1、コンマ1%も補填されるんですか。三田地税務課長。
- 税務課長（三田地環君） 田中委員おっしゃるとおり、宮古市の場合は超過税率で1.5%、0.1%多い税率で固定資産税を課税しているところでございます。今の国費の全額補填につきましては、申しわけございません。国のほうにまた改めて確認をしてみたいと思います。
- 委員長（松本尚美君） 田中委員。
- 委員（田中 尚君） これは私の推測ですけども、やっぱり国は非常にしゃくし定規で法律、規則に厳格であります。よく言えばですね。したがって、宮古市の超過税率は、あなたの勝手でしょうということになりますからね。そういった部分で減収分まで国が面倒を見るとなれば、これはねラッキーの話で。ラッキーな話なのよ。政府にとっても、もしかしたらラッキーの話かもしれないね。1.5%どころか1.8%に固定資産税は、景気に左右されない最も確かな自治体にとっては自主財源ですから、もう超過税率目いっぱい課税しなさいと。そういう意味で宮古市は先進を走ってるから、減収分を全額国が補填するということもありかなっていう気もちよつとしないわけでもないのよ。そこは一つ確認をお願いしたいと思います。そこで私の質問はですね、先ほどいただいた資料の中の、これ何かなと思って見てるんですが、認定先端設備。これって何。IC化かな。
- 委員長（松本尚美君） 田中委員、読替規定の附則第10条の内容ですね。
三田地税務課長。
- 税務課長（三田地環君） この生産性向上特別措置法に基づく、軽減措置でございますが、中小企業者等の投資を促進するという意味での制度でございます。現行でも今、機械あるいは設備等について適用されている部分でございます。今回の制度改正は、これに新たに一定の家屋と構築物を追加するというところでございます。田中委員のご質問の認定先端設備でございますが、この適用を受ける場合に、事業者さんのほうでこの認定先端設備の導入計画というものをつくっていただいて、市のほうに申請をして、認定を受けると。その認定を受けたものについて、軽減措置を図ってまいるという仕組みでございます。
- 委員長（松本尚美君） わかりますか。田中委員。
- 委員（田中 尚君） これ窓口は税務課になりますか。私の理解ではですね、産業振興部になるのではないかなと思うんです。したがって、この場所には産業振興部関係の職員がお見えでないわけですので、ちょっと私の質問はこの認定先端設備等、なおかつこの目的は、生産性の向上ですから、大体想像はつくんですが、改めて、市内の事業者でこの計画を出している事業所があるのかなのか。その内容はどのようなものなのか。市税条例の改正に関連しますので、委員長にそういう説明は可能になるような職員の出席を求めます。
- 委員長（松本尚美君） 把握をされてますか。三田地税務課長。
- 税務課長（三田地環君） 現行の実績でございますが、この生産性向上特別措置に基づきまして、償却資産の軽減を対象としている事業者でございますが、今現在、市内で3者ございます。
- 委員長（松本尚美君） ちょっと待ってください。認定先端設備はどのようなものかという内容を知りたいということがポイントでしたね、田中委員ね。
田中委員。
- 委員（田中 尚君） 私はまさか委員長から質問が来るとは思ってませんでした。総務常任委員会は、委員の質疑が中心であります。委員長に確認される立場ではありません。私の質問は明快ですよ。黙って最後まで聞いてればいいんです、あなたは。
- 委員長（松本尚美君） 田中委員、どうぞ。

○委員（田中 尚君） 委員長で許可いただきました。

ただいま税務課長からは3者っていう答弁でございましたが、ここの3者のいわば製造業、あるいはその何なのかですね。事業体がわかりますか。それから具体的にはどういうふうな計画になっているのかっていうことですね。そういう意味で私は委員長に求めたのが、関係職員の出席を要請しますと言ったんですよ。それに答弁しないで、委員長の好みでね、私に聞いてくるっていうのはね、総務常任委員会の委員会運営のあり方として私は非常にですね、納得がいかないんで、あえて委員長の問いかけを無視したわけでありまして。ですから、ここの質疑がみんなやるようにするためにはですね、産業振興部関係の職員の方、課長答えればいいですよ。3者だ。どういうふうな事業形態で、どういう設備投資の変更計画になっているのか、あるいは導入計画になっているのか、いうのを私は求めているわけですよ。どうかすると委員長が答弁しますけどもね。そうではなくて、私は関係課長がやっぱり答弁するというのが本来の議会のあり方だと思っておりますので、改めて税務課長に伺います。おわかりですか。3者の事業所の形態。それから、いわゆる生産性の認定先端技術。つまり認定先端設備とは何ぞや。変更計画が3者出てる。その中身は何なんだっていうことを聞いているわけですよ。お答えできるのであれば結構ですよ。お願いします。答弁。

○委員長（松本尚美君） ちょっと待って。田中委員に申し上げておきますけれども、私は田中委員の質疑をさえぎっているわけじゃないんですよ。田中委員と三田地課長の方ですね、質疑がかみ合っていないので、我々も質疑を聞いてますけれども、その内容がわからない。説明がないということで、把握してますかということで今確認を取ってるんです。そこは誤解のないように。その上で、すいません、税務課長、把握してありますか。把握してないのであれば、後ほど説明資料をいただければいいのではないかな。どうですか。三田地税務課長。

○税務課長（三田地環君） 償却資産のこの先端設備の軽減を対象としている業種でございますが、主に製造業となっております。それから認定先端設備の要件、でございますが、その設備の性能がですね、旧モデル比で年平均1%以上向上する設備でございますとか、生産販売活動等のように直接寄与されるもの等の要件がございます。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○委員（田中 尚君） 償却資産でありますから、例えば機械を製造する、そういうふうな工場の生産過程におけるですね。例えばマシンだとか、当然そういうものが対象になると思うんですが、そうしますと当然それぞれの事業者においては、償却資産の状況投資が出てくるわけでありまして。要するにそこが今言うような生産性向上特別措置法に基づく認定先端設備の導入計画ということになるわけでありまして、市内の3事業所がそれを受けているとなおかつこの生産性向上の目的は、その設備投資に伴い生産額で年間1%以上の生産性の向上が見込まれる、これが条件ですということを伺いました。

ですから私は、委員長ね。三田地課長に質問する中身じゃないし、なおかつ委員長の判断によっては、これは条例の趣旨にそぐわない田中委員の質問だという思い込みもあるとすれば、ちょっと私の質問を認められない場合も以前にあったので、私はそういう警戒感を持ちながら言っておりますので、委員長が私の質問を無視するとか、保障しないとか、そういう気持ちはさらさらない。当たり前の話です。あなたはわざわざそのことを言明する必要はないということは改めて指摘をしたいと思っております。

そこで、これに伴いましてですね、いわば減収見込み額というものが、現時点で把握されておりますか。

○委員長（松本尚美君） 三田地課長。

○税務課長（三田地環君） 今回の制度改正に伴います減収見込み額は、ちょっと現状ではまだ把握してござい

ません。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○委員（田中 尚君） 把握していませんというよりも、なかなか把握しにくい現状だと思うんですよ。率直に言いまして。そうしますと、ことし1年のスパン。そうでしょ。去年の事業実績に比べて、ことしの3カ月での収入でどれが該当するのかということになってくるわけでしょう。

〔「そこは多分別な…」と呼ぶ者あり〕

○委員（田中 尚君） ごめん、ごめん。市税条例の一部の税条例の減免の内容について聞いてますので、だからどれくらいの減収が予想されますか、わからないよね。ということで、そのことを前提に私が説明してますので。

〔竹花委員「先端技術の問題については装置だから、先ほどの3ヶ月とは関係なくて、ここは3カ年ゼロにするってだけのでしょ。」と呼ぶ〕

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○委員（田中 尚君） 竹花委員からサポートしていただいたのかなと思うんですが、先ほどその先端技術の部分に関する質問は、先ほどの課長の答弁で終わります。答えできない。なおかつ、さらに突っ込むと、本来のあなたの事務分掌以外の内容についてね、私がどんどん突っ込むことになるので、それはもうやめました、という意味です。その上で減税の見込みを聞きましたので。私的にはちょっと区切りをつけて質問しないという言い方が、ある意味ちょっと混乱させているのかなという反省がありますので。そこは区別をして、竹花委員の助言を参考にしましてですね、質問が変わっておりますので。なおかつ、現時点では減収の見込みを立たないという答弁もそのとおりだろうということですので、そこで私は終わります。

○委員長（松本尚美君） ほかに質疑はございますか。

〔挙手するものなし〕

○委員長（松本尚美君） いいですね。なければこれで質疑を終わります。

これから議案第4号に対する討論を行います。討論はございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 討論はないようですので、直ちにお諮りします。議案第4号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 異議なしと認めます。よって議案第4号は原案可決すべきものと決定しました。説明員の入れかえを行います。

〔説明員入れ替え〕

○

付託事件審査（2） 議案第5号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民健康保険税の減免に関する条例

○委員長（松本尚美君） 次に、議案第5号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民健康保険税の減免に関する条例を議題といたします質疑のある方挙手願います。

竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） これもまた、議案につきまして理解を深める意味で質問を幾つかさせていただきたいと

いうふうに思っております。新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国保税の減免の規定でありますので、減免の対象等々についてちょっとお伺いしたいというふうに思います。

一つは第2条の中で、(1)に感染症により納税義務者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡した場合または重篤な疾病を負った場合。これは全額免除をするという規定になっております。まず、最初にお伺いしますが、生計を主として維持をするもの、の規定は通常世帯主というふうに考えられるわけですが、ここをどうというふうに理解をすればよろしいでしょうか。

○委員長（松本尚美君） 三田地税務課長。

○税務課長（三田地環君） 主として生計を維持する者は世帯主と理解しております。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） 大体何を言いたいのか、わかると思いますが、いわばこのコロナの感染で事業等をしているという国保世帯が。しかし世帯主ではない、例えば子どもさんとか配偶者等が実質的に生計を維持しているところの方がさまざまな事情で収入が少なくなって生計の維持ができなくなったという場合には、今の世帯主だということであれば、世帯主以外の方がいわば影響を受けて、その世帯の生計が非常に厳しい状況だとする。こういう場合は、まずその主たる生計維持者が減少した場合ですから、この場合については国保税の減免対象になるのか、ならないのか。ここはどうでしょう。

○委員長（松本尚美君） 三田地税務課長。

○税務課長（三田地環君） 基本的には主たる生計維持者が世帯主という制度というものでございますけれども、この世帯の生活を維持するものが委員おっしゃるとおり、世帯主以外の者であった場合も対象としてまいりたい。ただし、国のほうの考えからすればですね、国保の運営上、あくまでも主たる生計維持者は国保の世帯主だという考えでございますので、認定されている世帯主以外の方が本当は主たる生計維持者だった場合には、その世帯主の変更についても検討するよにということで、通知が来てございます。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） 私もちょっと見てみたら、そういう世帯主を変更すべきだというふうに物の本に書いてありましたので、その解説どおりのお答えだったなというふうに思っております。ただ現実的に、やっぱりね、そういう事態があり得るのだということね、やっぱり市としてもしっかりと押さえておいて、その場合どう対応するのかということね、やっぱり考慮すべきだということだけはね、申し上げておきたいというふうに思います。

そこで、死亡はそのとおり、理解をする。重篤な疾病負った場合というのは、どういう状況言うのか。つまり、何か月間入院しているって言うのかどうなのか、ここはどういうふうに理解をすれば、100%減免なる重篤な疾病を負ったものについても対象にするということの重篤というのはどの程度の状況を言うんでしょうか。

○委員長（松本尚美君） 三田地税務課長。

○税務課長（三田地環君） 例えばですが、1カ月以上の治療を有すると認める場合等々が示されているわけでございます。これは診断書等に基づいて判断をしてまいりたいと考えてございます。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） 1カ月以上ということ内容であります。そうするとそこら辺でいいかな。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） 一応ですね、条例案を見てみると、事業収入等の減少が見込まれる。こういう書き方になっております。つまり、当然減収の状況によって、全額免除から20%までの国保税減免という形になっているわけですが、この見込まれるという、つまりご本人が当然見込まれるので、ということで減免申請するわけですね。こら辺の判断というのは非常に難しい状況になるのではないかなというふうに思いますが、あくまでもこれは、やっぱりご本人が、そういったことを見込まれるという場合に適用するのだという理解でいいわけですか。

○委員長（松本尚美君） 三田地税務課長。

○税務課長（三田地環君） 委員おっしゃるとおりでございます。今回の減免につきましては、申請に基づいて減免をしまっているところでございますが、収入の減少につきましては、本人からの申請でことしの収入見込みを立てていただいて、それでもって判定をしまっているということでございます。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） そこでですね、国保税の減免条例ですので、当然今後、この減免について、場合によっては申請が出てくる可能性もある。一つはやっぱり、国保世帯に対する周知をどうしてしていくのかというのが、一つの課題になるというふうに思いますし、じゃ具体的に減免申請はいつから受け付けることが可能かという事務的な流れになっていくというふうに思います。これについてはどうお考えでしょうか。

○委員長（松本尚美君） 三田地税務課長。

○税務課長（三田地環君） まず、減免申請の受付でございますが、6月の中旬、15日頃からの受け付けを予定して作業を進めておるところでございます。周知につきましては、条例が議決されましたらば、ホームページ、あるいは市の広報等で周知をしまいたいと考えてございます。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○委員（田中 尚君） 1点だけ確認だけあります。5の1ページの下の方の表、令和元年の合計所得金額、ここに減免の割合が規定されておりますけれども、ここでいうくくりの部分ですね。300万、300万、400万、550万、750万ということで、その減収の目安となる収入額が規定されておりますけれども、これはいわば国が示した、金額あるいは市の独自の数値も入ったものかどうか確認ですので。そこは全く国の基準どおりという理解でよろしいのですか。

○委員長（松本尚美君） 三田地税務課長。

○税務課長（三田地環君） 国の基準どおりの部分でございます。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○委員（田中 尚君） つまらない質問になるかもしれませんが、この間、地方自治につきましては、分権法とかいろんな意味でやっぱり地方自治体の権限、権能を高めるということで、ある意味その合併が強力に推進された時期があります。これの目標はですね、いずれも、やっぱりその地方自治体っていうところのやっぱり分権の充実という大きな目標があったと思うんですが、そういう流れを考えますと、今回の国民健康保険税の減免に関する割合の際の減免のですね、収入認定基準に自治体の独自の判断が及ぶのかどうか。かさ上げも含めてですね。それは多分、法律ベースですから無理だろうっていうふうに思うんですが、念のために聞いておりますので、そこは現時点でどういうふうな考えかお答えをいただきたいと思います。

○委員長（松本尚美君） 松館市民生活部長。

○市民生活部長（松館恵美子君） この基準に関して、市の考え方を入れることは可能だと考えております。

ただし、それには市の財源が必要になってくるので、今現在は国の基準に沿って、減免をかけて全額国庫いただくという考え方でございまして、この基準につきましては東日本大震災のときと同様の基準となっております。

○委員長（松本尚美君） ほかに質疑はございますか。

〔挙手するものなし〕

○委員長（松本尚美君） なければ質疑を終わります。

これから議案第5号に対する討論を行います。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 討論はないようですので直ちにお諮りします。議案第5号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 異議なしと認めます。よって議案第5号は原案可決すべきものと決定しました。

○

○委員長（松本尚美君） 以上で当委員会に付託された議案の審査は全て終了しました。

お諮りします。

5月25日の本会議における議案第4号及び議案第5号の委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 異議なしと認めます。以上で付託事件審査を終わります。説明員は退室してください。暫時休憩します。

午前10時45分 付託審査終了

○

宮古市議会総務常任委員会委員長 松本尚美